

鶴ヶ島市地域密着型サービス事業所整備に係る事前相談実施要領

1 事前相談の趣旨

鶴ヶ島市では、令和6年度からの3か年を計画期間とする「鶴ヶ島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、団塊の世代の全員が75歳以上となる令和7年度以降、今後ますます医療と介護の双方のニーズを有する要介護認定者が増加していくことが見込まれているため、在宅生活を支えていく複合的なサービスの充実が重要であると考えています。そのため、市民が身近な地域で安心してサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの一つである小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めることとしました。

本件は、サービスの質の確保と事業所の適正な運営を図るため、より良いサービスの提供が期待できる事業者を公募により選定できるよう、応募を予定している事業者の状況を把握するため、公募前の事前相談を行うものです。

なお、本件については、令和8年度に公募を行い、開設は令和9年度となる見込みであり、事業の開始時期は第10期介護保険事業計画の期間となりますが、第9期計画においては、その準備段階として位置付けています。

2 目的

令和8年度に行う、「鶴ヶ島市地域密着型サービス事業者公募」の応募を予定している事業者に対して事前相談を行うことにより、事業者による事業計画の円滑化と、事業者公募のスムーズな遂行を目的とします。

3 相談内容

相談内容は、事業計画の有無や進捗等に関係なく、広く相談に応じます。ただし、相談時に回答できないことを防ぐため、事前に相談票を提出するものとします。

なお、事前相談は何度でも対応します。

(相談内容の例：公募スケジュールに関すること、補助金に関すること 等)

4 対象事業者（公募資格より準用）

対象事業者は、公募資格を準用し、以下のすべてに該当する事業者とします。事前相談の際に資格要件の確認は行いませんが、公募の際は証明書等の提出があります。

- (1) 応募時において法人格を有していること。介護保険事業の確実な実施と運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識経験を有すること。
- (2) 選定された場合、実際にサービスの運営事業者となること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項の規定に該当しないこと。
- (4) 法人の役員等（介護保険法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）

又は従業員が「鶴ヶ島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第4条第2項に規定する暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- (5) 法人が市税等の滞納のないこと。

5 相談期間

令和8年5月1日から令和8年7月31日まで

6 相談予約方法

事前相談は予約制となりますので、あらかじめ電話でご予約ください。

予約日が確定した後、相談日の1週間前までに「相談票」を提出してください。

来庁時は応募事業者の代表者または事業（事務）責任者が必ず来庁し、設計業者や不動産業者のみによる事前相談は受け付けません。

7 留意事項

令和8年度に行う「鶴ヶ島市地域密着型サービス事業者公募」の応募にあたっては、この事前相談を必ず行ってください。事前相談のない応募の受付は原則行いません。

8 公募の概要及び今後の流れ

公募の概要

サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 (サテライト型でも可)
募集数・定員数	1事業所・29人(※18人)
圏域	市内全圏域
開設・サービス提供開始時期	令和9年度中に開設・サービス提供開始

※サテライト型事業所の場合の定員数

今後の流れ

事前相談(令和8年5月1日から令和8年7月31日)

↓

事業者公募期間(令和8年8月の1ヵ月間程度を予定)

↓

書類審査、ヒアリング及びプレゼンテーション審査(令和8年9～10月予定)

↓

整備事業者決定(令和8年10～11月予定)

↓

事業所開設(令和9年度中)

※事前相談や公募状況によって日程が変更となる場合があります。

事業所開設時期の変更を認める予定はありません。